

一 般 質 問 通 告 書

提 出 年 月 日	令和6年2月1日	議席番号	4	氏 名	高岡 伸行
相楽広域行政組合議会議長 様		受 理	令和6年2月1日（木） 10時45分		
質 問 事 項	質 問 要 旨				
組合事務の利用率の向上は	組合では、平成22年3月から相楽消費生活センターを、平成24年度から相楽休日応急診療所を共同で事業をされていますが、その利用実績については、各市町村における人口比に必ずしも比例している状況ではありません。そこでお尋ねします。 （1）相楽会館は、そもそも何をしているところか、ご存知のない方が多く、「相楽」という名称にも、なじみがない方もいらっしゃいます。このようなことでは、利用率は向上しないと考えますが、どのようにお考えですか。 （2）特に、木津川市においては、新しい住民の方が多く、また、子どもが多いことから、子育て世帯における、休日応急診療所が果たす役割は大きいと考えています。そこで、利用率の向上にあたり、建替えを機に、わかりやすい、住民にとってなじみやすいネーミングとすることも利用率の向上につながると考えます。ご答弁をお願いします。 （3）今回の相楽会館の建替えは、現地での建替えとのことですが、市のハザードマップでは、3～5メートル浸水すると示されていることから、移転することも必要ではないかと考えますが、どのようにお考えですか。				

一 般 質 問 通 告 書					
提 出 年 月 日	令和6年2月2日	議席番号	3	氏 名	山本しのぶ
相楽広域行政組合議会議長 様		受 理	令和6年2月2日（金）8時28分		
質 問 事 項	質 問 要 旨				
住民を消費者トラブルから守るには	全国的な状況ですが、悪質商法は多様化しています。さらに、インターネットを利用した個人を狙う巧妙な罠が仕掛けられる時代となりました。 消費者安全法で、消費者の安全確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談やその処理のためのあっせん業務は市町村の事務と定められました。そして、平成22年に相楽郡広域事務組合の中に相楽消費生活センターが設置されました。 相楽消費生活センターでの窓口業務や啓発事業が、各市町村の住民を消費者トラブルから守るために必要であることから、以下の通り質問いたします。 （1）法の趣旨に則り、消費者安全の確保に関する施策の推進は、各市町村との緊密な連携の下に行われているか。 （2）相楽消費生活センターでは、どんな相談ができるのか。また、どんな対応をしてもらえるのか。 （3）令和4年度の障がい者、高齢者、18歳19歳の若者について、それぞれの相談件数とその相談内容は。 （4）出前講座の周知について、各市町村の担当課はどこか。また、どんな団体が受講しているのか。 （5）建替え工事の期間は、センターをそうらく衛生センターに移す計画であるが、相談の約2割が来所である。公共交通機関がなく不便ではないか。				

一 般 質 問 通 告 書							
提 出 年 月 日	令和6年2月2日			議席番号	8	氏 名	坪井 久行
相楽広域行政組合議会議長 様				受 理	令和6年2月2日（金） 8時58分		
質 問 事 項		質 問 要 旨					
相楽会館建替えにかかる負担割合について		先の全員協議会において、相楽会館建替えにかかる負担割合について、理事会での協議経過を踏まえて、「市町村割 10%、人口割 90%」とする案をお聞きしました。この負担割合（案）は、すべての市町村の合意に基づくものであり、最大限、尊重したいと思うものですが、若干の疑義がありますので、質問させていただきます。 本組合構成の市町村においては、人口比率も利用状況も異なる中で、「市町村割（均等割）」を採用すると、人口比率も利用率も低い東部3町村にとっては、以下の比較表のように、人口比率による負担割合よりも重い負担になるのではと、思います。この「町村割」を採用するのは、人件費など共通経費分は構成市町村で分担すべきという理由でのごことと推察しますが、恒常的な事業運営においてはその理由は理解できるとしても、相楽会館建替えという一時的な事業においては、人件費など共通部分は直接関係なく、直接的な人口や利用状況を中心に負担割合を考えるべきだと考えます。 どの自治体も、今日の厳しい経済状況の下で、自治体運営に苦労されていますが、特に、人口が少なく、財政規模の小さい東部自治体では、一層厳しいと察します。だからこそ、今回の建替えの負担割合については、東部3町村の人口比率や利用割合を超える負担となる「町村割」は採用すべきでなく、どの自治体にとっても応分の負担となる「人口割100%」とすべきではないでしょうか。 相楽会館は、相楽のすべての住民に開かれた施設であり、全ての住民に十分理解される理由で説明されるように見解を求めます。					
＊金額単位は千円	人口比	人口比による建設負担金①	今回の建設割当額（案）②	建設負担金増②-①	建設割当額の割合	利用率（R5 上半期）	
						休日診療所	消費生活相談
木津川市	64.7%	20,678	19,242	△1,436	60.2%	76.1%	67.9%
笠置町	0.9%	288	899	611	2.8%	0.8%	0.8%
和束町	2.8%	895	1,454	559	4.5%	1.1%	1.7%
精華町	29.6%	9,460	9,155	△305	28.6%	20.6%	28.3%
南山城村	2.0%	639	1,210	571	3.8%	1.3%	1.3%
合計	100%	31,960	31,960	0	100%	100%	100%